

農 環 第 326 号  
平成 27 年 12 月 24 日

各 農 林 事 務 所 長 殿  
(土地改良部門扱い)  
(土地改良事務所扱い)

農林水産部長  
(公印省略)

茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項の一部改定について（通知）

このことについて、茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項（平成 27 年 3 月 27 日付け農環第 565 号）を別紙新旧対応表のとおり一部改正したので通知します。

なお、適用日については平成 28 年 1 月 4 日からとし、関係市町村には貴職より通知願います。

農村環境課 担当 加藤 029-301-4259
--------------------------------

茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項（平成27年3月27日付け農環第565号）の一部改正（新旧対応表）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（状況報告）  <b>第8条</b> 補助事業者は、規則第11条の規定に基づく状況報告について、当該年度の4月1日から12月31日までの遂行状況を取りまとめた遂行状況報告書（様式第5号）を、<u>1月15日</u>までに所長に提出しなければならない。</p> <p>第9条～第13条（略）</p> <p>付則 この要項は、平成<u>28</u>年<u>1</u>月<u>4</u>日付けで適用する。</p> <p>様式第1号～様式第9号（略）  別紙第1～別紙第7（略）</p>	<p style="text-align: center;">茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（状況報告）  <b>第8条</b> 補助事業者は、規則第11条の規定に基づく状況報告について、当該年度の4月1日から12月31日までの遂行状況を取りまとめた遂行状況報告書（様式第5号）を、<u>1月31日</u>までに所長に提出しなければならない。</p> <p>第9条～第13条（略）</p> <p>付則 この要項は、平成<u>27</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日付けで適用する。</p> <p>様式第1号～様式第9号（略）  別紙第1～別紙第7（略）</p>

## 茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項

(制定) 平成 27 年 3 月 27 日付け農環第 565 号

(改定) 平成 27 年 12 月 24 日付け農環第 326 号

### (趣旨)

第 1 条 県は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、国が定める「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官ほか通知）」に基づき実施される農業集落排水事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業者が組織する団体であって知事が適当と認めるものに補助金を交付するものとし、当該補助金については「茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）」（以下「規則」という。）において定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (補助対象事業及び補助率)

第 2 条 補助対象事業及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定に基づく申請を、補助金交付申請書（様式第 1 号）により、別に定める期日までに農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。但し、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業実施主体に係る部分）については、この限りでない。

### (決定の通知)

第 4 条 所長は、規則第 7 条の規定に基づく通知を、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

### (変更の申請)

第 5 条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分又は事業内容の変更（規則第

6条第1項の(1)に規定する軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、変更承認申請書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

#### (軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項の(1)の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 補助対象事業費の増減
- (3) 経費の配分又は事業の内容の変更
  - ① 純工事費の工種別事業量の30%を超える増減
  - ② 純工事費の工種の新設、変更又は廃止

#### (着手届)

第7条 補助事業者は、工事に着手したときは、工事着手届(様式第4号)を、速やかに所長に提出しなければならない。

#### (状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第11条の規定に基づく状況報告について、当該年度の4月1日から12月31日までの遂行状況を取りまとめた遂行状況報告書(様式第5号)を、1月15日までに所長に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第13条の規定に基づく実績報告について、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を所長に提出しなければならない。補助事業が当該年度に完了しない場合において、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了したときも同様とする。

- 2 第3条第2項但し書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、第3条第2項但し書きに該当した当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項但し書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第7号)により所長に提出するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### (額の確定等)

第10条 所長は、補助事業者から実績報告を受けた場合においては、規則第14条に基づく報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果

が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ額の確定について通知するものとする（様式第8号）。

- 2 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ随時に調査を行うことができる。
- 3 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ工事の施工部分を最小限度破壊して調査することができる。
- 4 補助事業者は前項の規定に基づく調査に要する費用及び調査の結果生じた費用を県に請求することはできない。

#### **（補助金の概算払い）**

- 第11条 所長は、補助事業遂行上必要があると認めるときは、交付決定額の90%以内を限度として、事業の進捗度合いを考慮した額を概算払いすることができる。
- 2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、概算払いを必要とする事由を記載した概算払い申請書（様式第9号）を所長に提出しなければならない。

#### **（財産の処分の制限）**

- 第12条 規則第20条の(2)及び(3)の規定に基づく知事の定める財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上のものとする。

#### **（関係書類の保存）**

- 第13条 補助事業者は、補助事業に関わる収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業完了年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

付 則 この要項は、平成27年4月1日付けで適用する。

付 則 この要項は、平成28年1月4日付けで適用する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助率	摘要
<p>農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)の①のアの(コ)に基づく農業集落排水事業</p>	<p>1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 10-1 第2の2の(1)に基づき行う「整備又は改築」にあつては50%。          但し、県は別途「茨城県農業集落排水事業推進交付金交付要項」に基づき交付金を交付する。</p> <p>2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 10-1 第2の2の(2)に基づき行う「調査及び計画の策定」にあつては50%。</p> <p>3 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 10-1 第2の2の(3)に基づき行う「機能診断調査及び最適整備構想の策定」にあつては定額。但し、機能診断に係る補助額は、一処理区当たり200万円、最適整備構想の策定にかかる補助額は、一構想当たり次の式により算出された額（当該額が800万円を超えるときにあつては800万円）をそれぞれ上限とする。  <math display="block">\text{限度額} = \text{処理区数} \times 100 \text{ 万円} + 200 \text{ 万円}</math></p>	

様式第1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

農林事務所長 殿

市 町 村 長

年度 団体営農業集落排水事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり農業集落排水事業を実施したいので、茨城県補助金交付規則第4条の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定 年 月 日

## 収 支 予 算 書

区 分	事 業 費	国 費	県 費	市 町 村 費	土 地 改 良 区 そ の 他	備 考
工 事 費	円	円	円	円	円	
計						



経費の配分及び事業計画の概要

事業名 (国事業名)	地区名 (事業主体)		前年度			本年度			施行年度	年度以降	備考	
	種別	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量				事業費
工事費			円		円				円		計画人口	
純工事費			-		-				-		計画戸数	
											工期	
											~	
											事業完了後の 管理予定者	
測量及び 試験費												
用地買収 及び補償費												
計			-		-				-			

番 号  
年 月 日

市 町 村 長 殿

農林事務所長

年度 団体営農業集落排水事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった団体営農業集落排水事業費補助金については、茨城県補助金交付規則第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。  
但し、事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	一金	円也
補助金の額	一金	円也

- 2 補助事業の内容、経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書に記載されたとおりとする。

- 3 補助条件

（注）国の交付決定通知の写しを添付し、補助条件等を適宜追加すること。

(補助条件の記載例)

- (1) 補助事業者は、茨城県補助金交付規則、茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項の規定に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分、又は事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに所長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに所長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類について、補助事業終了の翌年度から起算して5ヶ年間保存しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図り、知事が別に定める期間内において、これを補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業が完了、又は中止若しくは廃止された場合において、事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を所長に報告してその指示を受けなければならない。

様式第3号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

農林事務所長 殿

市 町 村 長

年度 団体営農業集落排水事業費補助金（変更）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分及び事業計画の概要を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

（注）「関係書類」とは変更前と変更後を比較対照できるように、別紙第1及び第2の様式に準じて、変更に係る部分についてのみ変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

番 号  
年 月 日

農林事務所長 殿

市 町 村 長

工 事 着 手 届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業については、下記により 年 月 日工事に着手しました。

記

- 1 地区名及び工事名
- 2 事業の施工方法 （直営，請負の別）
- 3 契約方法 （一般競争，指名競争，随意契約等の別）
- 4 契約書の写し （契約条項を除く）

（注）工事を分割して請負契約する場合は契約の都度とし，調査等の委託契約についても提出すること。

様式第5号（第8条関係）

番 号  
年 月 日

農林事務所長 殿

市 町 村 長

年度 団体営農業集落排水事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の 年  
月 日現在の遂行状況について、茨城県補助金交付規則第11条の規定により下記のとおり報告  
する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙第3のとおり)
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

別紙第3

事業等遂行状況

1 収支状況

(1) 収入の部

区	区分	予算額	収入額	収入済額	収入未済額	備	考
国	費	円	円	円	円		
県	費						
市	町村費						
そ	の他						
	計						

(2) 支出の部

区	区分	予算額	支出額	支出済額	支出未済額	備	考
工	事費	円	円	円	円		
	計						

2 事業別状況

地区	地名	実	画		出	来	高	進	抄	率	備	考
			施	計								
	費	目	業	費	事	費	金	金	／	%		
	工	事	業	費	業	費	助	円				
	純	工	費	(A)	事	(B)	補					
	測	量	費	補	業	費	助					
	用	買	費	助	費	費	金					
	計	計	費	金	費	費	円					

番 号  
年 月 日

農林事務所長 殿

市 町 村 長

年度 団体営農業集落排水事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこのことについて、  
下記のとおり事業を実施したので茨城県補助金交付規則第13条の規定により報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算書 (別紙第4のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2, 第5, 第6及び第7のとおり)

- (注) 1 前年度から繰越した分にあつては繰越分として別に作成のうえ提出する。
- 2 事業の成果は、申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が比較対照できるよう申請書の内容を上段に（ ）書きで記入すること。  
なお、翌年度への繰越額がある場合には、中段に《 》書きで繰越分を記入し、  
年度内施行分を最下段裸書きで記入すること。
- 3 補助事業の成果は、該当がないものについては添付しなくてもよい。



収 支 精 算 書

区 分	事 業 費	国 費	県 費	市 町 村 費	土 地 改 良 区 そ の 他	備 考
工 事 費	円	円	円	円	円	
計						

(注) 上段 ( ) 書きは予算額, 下段は精算額である。

請 負 及 び 竣 工 検 査 調 書

地 区 名	分 施 工 箇 所	構 造 又 は 工 法	業 量	設 計 金 額	請 負 金 額	請 負 人 氏 名	着 工 年 月 日 工 年 月 日	竣 工 検 査		契 約 方 式	備 考
								検 査 年 月 日	検 査 責 任 氏 名 職		

- (注) 1 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。  
 2 請負契約に変更があったときは、設計金額及び請負金額の欄に当該年度の最後の設計金額およびこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額およびこれに対する請負金額を ( ) 書きで上段に記載すること。  
 3 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。  
 4 間接補助事業にあっては、地区名の下に ( ) 書きで事業主体名を記入すること。  
 5 構造又は工法欄には、コンクリートダム、コンクリート三面張水路、U字フリーユーム水路、アスファルト舗装道路等工種に見合う構造又は工法を記載すること。

残 材 料 調 書

地 区 名	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 価	金 額	検 収 又 は 取 得 年 月 日	備 考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあつては、地区名の下に ( ) 書きで事業主体を記入すること。

財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第〇の財産）

地区名	事業主体名	称	形状	寸法	数	量	単	価	取得金額	は 検 収 又 は 取 得 年 月 日	処分制限期間			処分の状況			備考	
											耐用年数	処分年	月	日	種	別		年月日
							円		円									

(注) 1 表題中の〇には各事業の国の補助金交付要綱で農林水産大臣が定める財産について規定している条項名を記載すること。  
 2 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。  
 3 備考欄には、当該事業に係る補助率等を記載すること。

番 号  
年 月 日

農林事務所長 殿

市 町 村 長

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった 年度団体営  
農業集落排水事業費補助金については、茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項第9条  
第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1 茨城県補助金等交付規則第14条に基づく確定額<br>(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                            | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により<br>確定した仕入れに係る消費税等相当額                | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2)                                       | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

番 号  
年 月 日

市 町 村 長 殿

農林事務所長

補助金の額の確定について

年 月 日付け 第 号で交付した、 年度団体営農業集落排水事業  
費補助金の額は、交付決定額のとおり 円と確定したから通知する。

記

1 地区名等

番 号  
年 月 日

農林事務所長 殿

市 町 村 長

年度 団体営農業集落排水事業費補助金概算払い申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定となった補助金について、下記の事由により概算払いを請求します。

記

1 概算払いの事由

2 請求金額

(単位 円, %)

地 区 名	補助金交付 決 定 額 (A)	既 受 領 額 (B)	今 回 請 求 額 (C)	割 合 (B + C) / (A)	備 考
計					

〈参考〉様式等一覧

- ・様式第1号（第3条関係） 団体営農業集落排水事業費補助金交付申請書
  - ・様式第2号（第4条関係） 団体営農業集落排水事業費補助金交付決定通知書
  - ・様式第3号（第5条関係） 団体営農業集落排水事業費補助金（変更）承認申請書
  - ・様式第4号（第7条関係） 工事着手届
  - ・様式第5号（第8条関係） 団体営農業集落排水事業遂行状況報告書
  - ・様式第6号（第9条関係） 団体営農業集落排水事業実績報告書
  - ・様式第7号（第9条関係） 仕入れに係る消費税等相当額報告書
  - ・様式第8号（第10条関係） 補助金の額の確定について
  - ・様式第9号（第11条関係） 団体営農業集落排水事業費補助金概算払い申請書
- 
- ・別紙第1 収支予算書
  - ・別紙第2 経費の配分及び事業計画の概要
  - ・別紙第3 事業等遂行状況
  - ・別紙第4 収支精算書
  - ・別紙第5 請負及び竣工検査調書
  - ・別紙第6 残材料調書
  - ・別紙第7 財産管理台帳